【都市整備部】

| No. | 用語 | 解説 |
| --- | --- | --- |
| \*1 | 減災 | 災害時において発生し得る被害の最小化に向けた取り組み。「防災」が被害を出さない取り組みであるのに対して、「減災」は特に大規模な災害に対し、あらかじめ被害の発生を想定・開示した上で、その被害を低減させる取り組み |
| \*2 | 経営戦略 | 公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。その中心は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とする「投資・財政計画」。 |
| \*3 | プロジェクトマネジメント | 事業の実施に際して、予算や期限といった制約の中で、その事業を予定通りに完了するための計画立案や実行管理のこと |
| \*4 | 区画整理事業 | 都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区において、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業  ※既成市街地では、公共施設の再配置や土地の集約化等を行うことで、良質な都市空間の形成に活用 |
| \*5 | 市街地再開発事業 | 土地利用の細分化や老朽化した木造建築物の密集など、都市機能の低下がみられる市街地において、建築物及び建築敷地の整備並びに道路・公園等の公共施設を総合的に整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業 |
| \*6 | 公共交通戦略 | 都市の成⻑・魅⼒向上や、府⺠の暮らしの充実を図るため、公共交通の役割や取組み（「鉄道ネットワークの充実」、「公共交通の利便性向上」、「公共交通の利用促進」）の方向性を明らかにするとともに、府⺠、事業者、⾏政が、その方向性を共有し、官⺠⼀体による公共交通施策を加速させていくことを目的として、H26年1月に大阪府都市整備部が策定した計画 |
| \*7 | 大阪湾諸港の管理一元化 | 大阪湾諸港(大阪港・堺泉北港・阪南港・神戸港・尼崎西宮芦屋港)の港湾管理者(大阪府・大阪市・兵庫県・神戸市)を統合し、重複機能の集約による物流機能の強化及び利用者にとって利用しやすい港の実現等を図ること |
| \*8 | 箕面森町事業 | 箕面グリーンロードや新名神高速道路などに近接した交通利便性の高い大阪府北部の箕面市丘陵地において、豊かな自然を享受できる住宅地や企業用地の整備を進めている大阪府の土地区画整理事業 |
| \*9 | 広域緊急交通路 | 災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための道路  （参考URL）広域緊急交通路一覧表  <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/9128/00000000/B5-02%20kinkyukotsuro-table.pdf> |
| \*10 | 自転車条例 | H28年４月に施行した「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」のこと。自転車利用者の責務、交通安全教育、高齢者のヘルメット着用や自転車保険の加入義務化等について規定(自転車保険の加入義務化はH28年７月に施行)  <http://www.pref.osaka.lg.jp/dorokankyo/osakajitensha/index.html> |
| \*11 | データベースシステム | 都市基盤施設の点検・診断結果や補修履歴等のデータを継続的に蓄積し、一元的に管理しながら、施設の劣化予測や補修対策の検討に活用する、維持管理のためのシステム |
| \*12 | 地域維持管理連携プラットフォーム | 地域の特性等が活かせる土木事務所単位で府、市町村、大学等と連携し、維持管理に関する情報及びノウハウの共有や研修等を通じて、技術連携や人材育成等に取り組むことで、それぞれの施設管理者が責任をもって、将来にわたり良好に都市基盤施設を維持管理し府民の安全、安心を確保していくことを目的に設立したもの |
| \*13 | 連続立体交差事業 | 都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業 |
| \*14 | 連携協約 | 普通地方公共団体が他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める、地方自治法上の制度(H26年11月創設)  H28年12月、広域的な視点を持って大阪湾全体の発展を見据え、大阪湾諸港の国際競争力強化や利便性の向上のために、府市港湾及び海岸の円滑な管理に関する取り組みを連携して進めることを目的として、大阪市と「大阪府及び大阪市の港湾及び海岸の管理に係る連携協約」を締結 |
| \*15 | 都市整備部地震防災アクションプログラム | 阪神・淡路大震災を契機に、従来の海溝型地震に加え、府域に大きな影響を及ぼす恐れのある上町断層等の直下型地震も対象として、緊急的に取り組むべき対策を取りまとめた行動計画  ※H10年3月に策定の後、H21年3月の見直し（東南海・南海地震の新たな被害想定等対応）、H27年3月の再  度見直し（東日本大震災を契機に、南海トラフ巨大地震を想定した防潮堤の液状化対策等の新たな対策と、これまで  の橋梁の耐震対策等を含めて）を経て、H27年度を初年度とする10年計画として策定 |
| \*16 | 防潮堤液状化対策 | 都市整備部地震防災アクションプログラムに基づき推進している、防潮堤の基礎部にある液状化層を固化して変位・沈下を抑えるなどの対策工事のこと  H26年度から対策実施。H28年度までの３年間で、第一線防潮堤(\*17)のうち「満潮時に地震直後から浸水が始まる  危険性のある防潮堤」(延長8.1㎞)の対策は完了。H30年度までの５年間に残る第一線防潮堤(延長17.4㎞)の対  策を終え、H35年度までの10年間で全対策(延長40km)を完了する目標  ※南海トラフ等の地震による被害を検討した結果、基礎地盤が液状化し防潮堤が変位・沈下することが判明。防潮堤が沈  下した場合、津波等により最大約11,000haが浸水し、約13万3千人の人命が失われる等甚大な被害が想定 |
| \*17 | 第一線防潮堤 | 台風等による大波や高潮による被害を防ぐ堤防で、水門等の施設を含め最前線に位置するもののこと |
| \*18 | 今後の治水対策の進め方 | 洪水対策について、「人命を守ることを最優先とする」ことを基本的な理念とし、河川氾濫・浸水の危険性に対する府民の理解を促進するとともに、「逃げる」凌ぐ」「防ぐ」施策にかかる、今後20~30年の当面の治水目標設定の考え方を定めたもの(H22年６月策定) |
| \*19 | 浸水想定区域図 | 降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示した図。H27年５月に改正された水防法に基づき、知事指定の39河川を対象に、洪水時の円滑かつ迅速な避難の指示を図るため、想定し得る最大規模の降雨を対象に作成  ※39河川…水防法第11条第１項に基づき指定した、洪水予報を行う13河川と、水防法第13条第2項に基づき指  定した、水位周知を行う26河川のこと  ※想定しうる最大規模の降雨…日本を降雨特性が似ている15地域に区分。各地域で観測された最大降雨量により設定 |
| \*20 | タイムライン | 洪水や土砂災害等に対し、行政、関係機関、地域住民、民間団体等の各行動主体が、取るべき行動を時系列で整理した防災行動計画 |
| \*21 | 地下河川 | 密集市街地において、河川の拡幅や新たな河川の開削が困難な場合に、道路等の公共施設の地下空間を有効利用して設置する新たな放流施設のこと |
| \*22 | 増補幹線 | 市街化の発展に伴い、既設下水管きょのみでは雨水排除能力が不足しているため、能力を補うために新たに設置する下水道の幹線管きょ |
| \*23 | 今後の土砂災害対策の進め方 | 土砂災害対策について、「大阪府内での土砂災害による犠牲者ゼロの継続（人命を守ることを最優先）」を基本的な理念とし、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策にかかる、今後の取り組み方針とその考え方を定めたもの(H24年８月策定) |
| \*24 | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害防止法に基づいて指定される区域。土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域 |
| \*25 | 既存家屋の移転・補強補助 | 土砂災害特別警戒区域内の既存家屋（居室を有する建物）の移転や補強に要する費用の一部を補助する制度のこと  ※事業主体は市町村。補助費用は国（1/2）、府（1/4）、市町村（1/4）の割合で負担 |
| \*26 | 自転車条例普及推進員 | 自転車条例に関する事業連携協定を締結した保険会社等(※)の職員のうち、条例に関する研修を受講したのちに普及推進員として認定された方(※関連する企業・団体も含む)  【主な活動】　学校や地域などでの自転車の交通安全教育の実施をはじめ、条例の普及啓発や保険加入の普及 |
| \*27 | 自転車通行空間整備緊急3か年計画 | 自転車条例の制定を受け、自転車、歩行者の安全確保のための、自転車通行空間の早期整備を目的として、自転車レーン整備の基本的な考え方を整理し、当面３か年の整備個所等を定めた計画 |
| \*28 | 地方公営企業法の適用 | 公営企業が経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、サービスの安定的な提供につなげることを目的に行うもの。  損益・資産等を正確に把握するため、一般企業と同様に発生主義、複式簿記による会計処理を実施 |
| \*29 | 公園施設設置管理許可制度 | 都市公園法第5条第2項の規定により、公園管理者自らが設置・管理することが不適当又は困難な場合や、公園管理者以外の者が設置・管理することが都市公園の機能の増進に資する場合には、公園管理者以外の者であっても公園施設の設置・管理を行うことができる制度 |
| \*30 | 日本遺産 | 文化庁が、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定するもの。2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに100件程度(年15～20件程度)が認定される予定 |
| \*31 | アドプト・プログラム | 大阪府が管理する道路・河川の一定区間において、地元自治会や団体が自主的に清掃や緑化等のボランティア活動を実施する場合に大阪府と関係市町村が支援し、三者が協力して地域に愛されるきれいな道路・河川環境づくりや地域の環境美化の取組み |